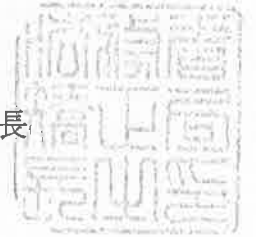




法務省矯医第194号
平成26年6月27日

都道府県医療関係部（局）長 殿

法務省矯正局長



矯正施設の医療に関する御支援と御協力をお願いについて（依頼）
日頃より、法務省の矯正行政について、深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）においては、被収容者に対する医療を行う医師（以下「矯正医官」という。）の慢性的な不足により、自由刑・保護処分の執行、再犯・再非行の防止といった刑事司法の根幹的な業務に重大な支障が生じています。

各矯正施設が所在する地域の医療機関等からは、これまでも、医師の派遣、急病人の受入れ等について格別の御配慮をいただいているところですが、医師不足とあいまって、矯正施設における医療需要の増加・複雑化に対応しきれず、矯正医療は正に危機的状況に陥っています。

法務省では、このような事態を打開するため、矯正医官の待遇改善を含めた抜本的な対策を検討しているところですが、当面の対策として、下記の点につきまして御協力いただきたく、管下関係医療機関及び郡市医師会に対する周知方、よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省医政局長に対しても、別添写しのとおり依頼していますので、御了知賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 常勤医師の確保について

矯正施設において常勤の国家公務員として勤務する医師を募集しています。医療機関等において、定年等により退職を予定されている医師に対し、矯正医官という職種があることについて周知したいと考えておりますので、別添資料を広く配布願います。

勤務条件等については、近隣の矯正施設又は矯正管区からいつでも説明に伺わせます。

2 非常勤医師，嘱託医師の派遣について

矯正施設内での適切な医療に必要な医師について，矯正施設近隣の医療機関等に対し，非常勤又は嘱託としての派遣を依頼させていただく場合がございます。医師不足の折，いずれの医療機関等も困難な状況にあることは承知しておりますが，格別の御理解と御協力をお願いいたします。

3 被収容者の外部医療機関における受入れについて

被収容者に対する医療は，可能な限り矯正施設内で対応するよう努めているところですが，疾病の複雑化・多様化等により，矯正施設内では対応できない場合については，万が一にも事故を起こすことのないよう，万全の警備態勢をとった上で，地域医療機関への通院・入院をお願いする場合がございます。円滑な受け入れについて，御理解と御協力をお願いいたします。

4 矯正医療に関する広報について

全国の矯正施設の長に対し，矯正医療を含む矯正行政に関し積極的な広報に努めるよう指示しておりますので，地域における医療対策協議会の場などにおいて，矯正施設の長から依頼がなされた場合には，便宜をお取り計らいいただきますよう，お願いいたします。

矯正医療を取り巻く現状

○矯正施設とは…… 犯罪・非行を犯した者やその疑いがある者を収容する施設

刑事施設(刑務所・拘置所)…… 本所77施設、支所111施設
 少年院…… 本院49施設、分院3施設
 少年鑑別所…… 本所51施設、分所1施設
 婦人補導院…… 本所 1施設

被収容者の生命及び健康の維持は拘禁を行う国の重要な責務

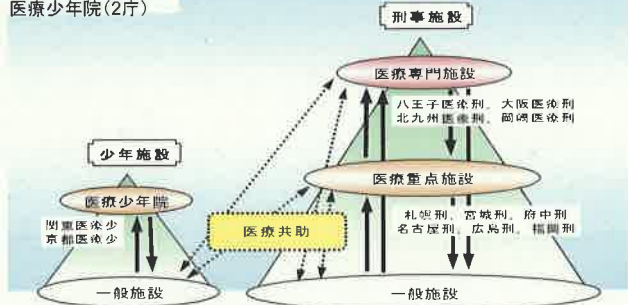
・改善更生への基盤作り
 ・健全な社会復帰

刑事収容施設法 §56 (保健衛生及び医療の原則)

刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

○矯正医療のシステム

医療専門施設(4庁)
 医療重点施設(6庁)
 医療少年院(2庁)



被収容者(患者)の状況変化

- ① 被収容者の高齢化
- ② 生活習慣病の増加
- ③ 疾病の複雑化・多様化
- ④ 一般社会における医療技術の高度化



病院移送延日数 約3倍

○矯正医療の課題



- ① 症例が限定的で医療機器も不十分
 ⇒ 自己の医療技術の向上を求めることが難しい
- ② 医師・患者間の信頼関係が構築しにくい
- ③ 一般社会の医師との給与面における差
- ④ 兼業の制限
- ⑤ 社会的に評価されにくく、医師としてのキャリアアップに結びつかない
- ⑥ 立地条件の悪さ ⇒ 医療過疎地域に立地 等

一般社会との差

問題解決に向けて 有識者検討会を設置

○矯正医療の在り方に関する有識者検討会

(五十音順)

氏名	所属
矢野 英夫	八王子医療刑務所長
佐藤 一樹	国際医療福祉大学大学院 院長
田中 敏雄	東京大学大学院法学政治学系教授
佐藤 英子	青森大学社会学部教授、ジャーナリスト、エッセイスト
井上 隆雄	弁護士
佐藤 英子	国際医療福祉大学理事長
佐藤 英子	日本医師会 常任理事
佐藤 英子	(他) 国立病院機構南九州医療センター長

矯正施設の医療の在り方に関する報告書
 (H26.1.21提出)

法務大臣

矯正施設の医療の在り方に関する報告書 ～ 国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して ～

基本的な考え方(理念)

- 1 矯正医療崩壊という危機意識の共有
- 2 矯正医官が減少し、直ちに抜本的な対策を講じなければ、矯正医療は崩壊し、国民生活に悪影響
- 3 常勤の国家公務員としての矯正医官の確保の要請
- 4 国が被収容者に対する医療について直接責任を負うため、一定数の矯正医官の確保が不可欠
- 5 矯正医官に対する認知度の高揚(矯正医官へのリスペクトの形成)
- 6 矯正医療・矯正医官についての社会一般の認知度を高め、特殊性・困難性について国民の理解を得る
- 7 円滑かつ効率的に業務を遂行することができるよう環境整備を推進
- 8 地域医療との共生
- 9 医師不足等、共通の問題を抱える地域医療との連携・共生を目指す

具体的充実強化策

◎ 矯正医療についての国民の理解

- 矯正行政に関する広報の積極化
- 日本医学会等を通じ、矯正医療の存在をアピール
- 医学教育、法学教育の場で講義を設ける協力依頼
- メディア等に矯正医療に関連した企画を要請

◎ 執務環境の充実

- 一般の医療水準に見合った執務環境の整備
- 矯正医療センター(仮称)構想の早期実現
- 矯正医官や看護師等医療従事者の充実

◎ 地域医療との共生・連携強化等

- 地域医療機関や医師会との連携強化(地域医療機関への賛助)
- 厚生労働省等との連携強化
- 公的医療機関との相互連携体制の構築
- 医療の外部委託に係る診療の評価方法等への配慮

◎ 矯正医官の待遇改善

- 給与水準の改善
- 勤務時間の見直し
- 医療技術の維持・向上のための研修(研究)の在り方
- 兼業の許可の弾力的運用
- 定年年齢の見直し
- 女性医師の待遇の充実

◎ 医学研究に対する支援の充実

- 医学研究に対する支援
- 研究の分野における連携

改革へのみちすじ

矯正医官の特殊性・困難性に鑑み、特例法の整備も視野に入れ大胆かつ抜本的な解決策を検討すべき

具体的な内容

法務省矯正局長 → 厚生労働省医政局長
 → 各都道府県、医師会など
 協力依頼

- 矯正医官・矯正医療に係る広報
- 非常勤医師の派遣
- 病院移送の受入れ協力



矯正施設の医療の在り方に関する報告書

～ 国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して～

基本的な考え方(理念)

- 1 矯正医療崩壊という危機意識の共有
 - ・ 矯正医官が減少し、直ちに抜本的な対策を講じなければ、矯正医療は崩壊
- 2 常勤の国家公務員としての矯正医官の確保の要請
 - ・ 矯正医官が国家公務員であることは、国が被収容者に対する医療について直接責任を負う
- 3 矯正医官に対する認知度の高揚(矯正医官へのリスパケクトの形成)
 - ・ 矯正医療及び矯正医官についての社会一般の認知度を高め、特殊性・困難性について国民の理解
 - ・ 円滑かつ効率的に業務を遂行することができるよう環境整備を推進
- 4 地域医療との共生
 - ・ 医師不足等、共通の問題を抱える地域医療との連携・共生を目指すべき

充実強化策

1 矯正医療についての国民の理解

- 矯正行政に関する広報の積極化
- 矯正医官に対する評価の高揚
 - ・ 日本医学学会等を通じ、関連医学会等で矯正医療の存在をアピール
 - ・ 医学教育、法学教育の場において、矯正医療の講義を設ける協力依頼
 - ・ メディア等に矯正医療に関連した企画を要請

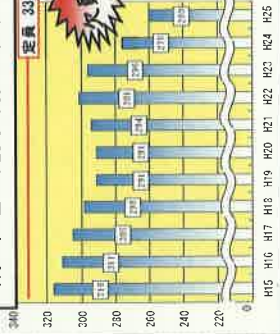
2 矯正医官の待遇改善

- 給与水準の改善
 - ・ 俸給月額額の増額
 - ・ 矯正医療手当(仮称)等、新たな手当の創設
- 勤務時間の見直し
 - ・ 土日・夜間の宿日直やオンコール・自宅待機を勤務時間に割当
- 医療技術の維持・向上のための研修(研究)の在り方
 - ・ 研修先の安定的確保と勤務時間管理を適切に行い過度に抑制的なものとしない
- 兼業の許可の弾力的運用
 - ・ 矯正医官の勤務時間内の兼業を柔軟かつ弾力的に運用
 - ・ 国家公務員法制における要件の緩和
- 定年年齢の見直し
 - ・ 矯正医官の定年年齢(65歳)の引上げ
- 女性医師の待遇の充実
 - ・ 家庭と仕事の両立及び女性医師が勤務しやすい勤務環境を整備

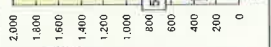
改革へのみちすじ

- 矯正医官の特殊性・困難性に鑑み、特例法の整備も視野にいれ大胆かつ抜本的な解決策を検討すべき

矯正医官の定員・現員の推移



(件)



3 執務環境等の充実

- 一般の医療水準に見合った執務環境の整備
- 矯正医療センター(仮称)構想の早期実現
- 矯正医官や看護師等医療従事者の充実

4 医学研究に対する支援の充実

- 医学研究に対する支援
 - ・ 寄附講座による大学からの派遣制度、研究費の創設の検討
- 研究の分野における連携
 - ・ 地域の医療機関や大学との共同研究

5 地域医療との共生・連携強化及び矯正医療の外部委託の在り方

- 地域医療機関や医師会との連携強化
 - ・ 地域医療機関における兼業を「地域医療機関への貢献」と位置付け
- 厚生労働省等との連携強化
 - ・ 地域医療計画に矯正医療を盛り込む
 - ・ 公的医療機関との相互連携体制の構築
- 医療の外部委託に係る診療の評価方法等
 - ・ 受託医療機関への医療費等の支払いについて、特殊性等に配慮した評価・措置

6 その他

- 矯正医官確保のための方策の充実
 - ・ 矯正医官修学資金制度の見直し、広報活動
- 日本弁護士連合会からの要望事項

全国の刑事施設一覧



(広島矯正管区)

- 53 鳥取刑務所
- 54 松江刑務所
- 55 島根あさひ社会復帰促進センター
- 56 岡山刑務所
- 57 広島刑務所
- 58 山口刑務所
- 59 岩国刑務所
- 60 美祢社会復帰促進センター
- 61 広島拘置所

(高松矯正管区)

- 62 徳島刑務所
- 63 高松刑務所
- 64 松山刑務所
- 65 高知刑務所

(福岡矯正管区)

- 66 北九州医療刑務所
- 67 福岡刑務所
- 68 麓刑務所
- 69 佐世保刑務所
- 70 長崎刑務所
- 71 熊本刑務所
- 72 大分刑務所
- 73 宮崎刑務所
- 74 鹿児島刑務所
- 75 沖縄刑務所
- 76 佐賀少年刑務所
- 77 福岡拘置所

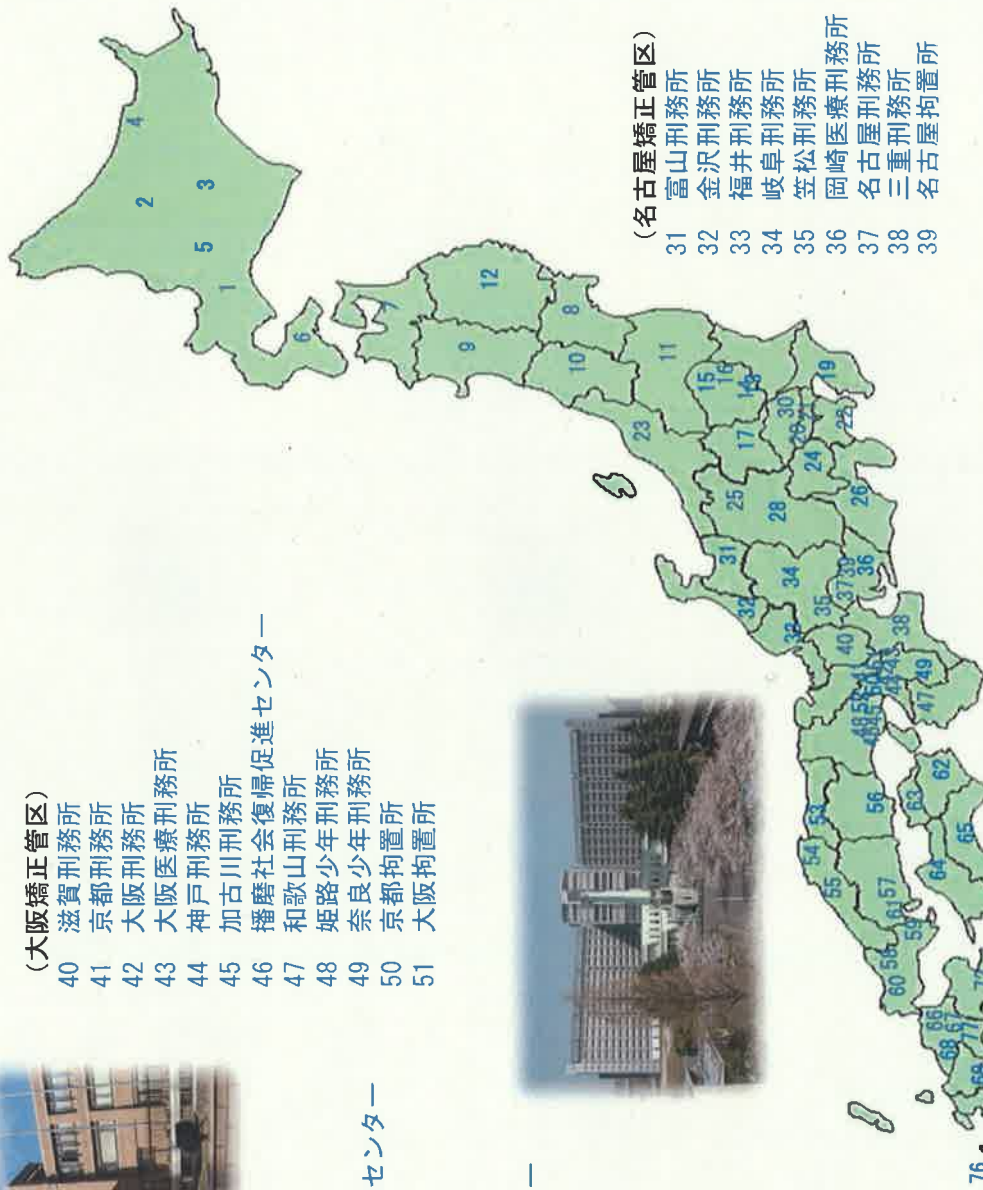
(大阪矯正管区)

- 40 滋賀刑務所
- 41 京都刑務所
- 42 大阪刑務所
- 43 大阪医療刑務所
- 44 神戸刑務所
- 45 加古川刑務所
- 46 播磨社会復帰促進センター
- 47 和歌山刑務所
- 48 姫路少年刑務所
- 49 奈良少年刑務所
- 50 京都拘置所
- 51 大阪拘置所



(名古屋矯正管区)

- 31 富山刑務所
- 32 金沢刑務所
- 33 福井刑務所
- 34 岐阜刑務所
- 35 笠松刑務所
- 36 岡崎医療刑務所
- 37 名古屋刑務所
- 38 三重刑務所
- 39 名古屋拘置所



(札幌矯正管区)

- 1 札幌刑務所
- 2 旭川刑務所
- 3 帯広刑務所
- 4 網走刑務所
- 5 月形刑務所
- 6 函館少年刑務所

(仙台矯正管区)

- 7 青森刑務所
- 8 宮城刑務所
- 9 秋田刑務所
- 10 山形刑務所
- 11 福島刑務所
- 12 盛岡少年刑務所

(東京矯正管区)

- 13 水戸刑務所
- 14 栃木刑務所
- 15 黒羽刑務所
- 16 喜連川社会復帰促進センター
- 17 前橋刑務所
- 18 千葉刑務所
- 19 市原刑務所
- 20 八王子医療刑務所
- 21 府中刑務所
- 22 横浜刑務所
- 23 新潟刑務所
- 24 甲府刑務所
- 25 長野刑務所
- 26 静岡刑務所
- 27 川越少年刑務所
- 28 松本少年刑務所
- 29 東京拘置所
- 30 立川拘置所

法務省矯医第196号
平成26年6月27日

厚生労働省医政局長 原 徳 壽 殿

法務省矯正局長 西 田 博



矯正施設の医療に関する御支援と御協力について（依頼）

日頃より、法務省の矯正行政について、深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当局においては、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）の慢性的な医師不足による危機的状況を打開するため、貴局の御支援も得て、医師の待遇改善を含めた抜本的な対策を検討しているところですが、当面の対応策として、下記の団体等に対し別添のとおり依頼文書を発出したしましたので、貴局におかれましても、特段の配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 都道府県医療担当部（局）長
- 2 公益社団法人 日本医師会
- 3 公益社団法人 日本歯科医師会
- 4 一般社団法人 日本病院会
- 5 公益社団法人 全日本病院協会
- 6 公益社団法人 日本精神科病院協会
- 7 公益社団法人 全国自治体病院協議会
- 8 一般社団法人 日本医療法人協会
- 9 一般社団法人 日本私立医科大学協会
- 10 社会福祉法人 恩賜財団済生会
- 11 日本赤十字社
- 12 国家公務員共済組合連合会
- 13 全国厚生農業協同組合連合会
- 14 独立行政法人 労働者健康福祉機構
- 15 独立行政法人 国立病院機構

- 16 独立行政法人 国立がん研究センター
- 17 独立行政法人 国立循環器病研究センター
- 18 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
- 19 独立行政法人 国立国際医療研究センター
- 20 独立行政法人 国立成育医療研究センター
- 21 独立行政法人 国立長寿医療研究センター
- 22 独立行政法人 地域医療機能推進機構